

## 地域主権改革の進捗状況について

項目	進捗状況	主な内容	課題等
基礎自治体への権限移譲	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一括法(第2次)の成立 (H23. 8. 30 公布)</li> <li>※平成24年4月1日施行 (注)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護老人福祉施設の指定</li> <li>・指定障害福祉サービス事業者の指定</li> <li>・特定非営利活動法人設立の認証</li> <li>・区域区分に関する都市計画の決定</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方分権改革推進委員会による第1次勧告に記載された事務権限のうち、</li> <li>①一括法等により実施されていないもの更なる移譲</li> <li>②それ以外の事務権限で基礎自治体に移譲すべきものの移譲の実施</li> </ul>
義務付け・枠付けの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一括法(第1・第2次)の成立 (第1次:H23. 5. 2 公布 第2次:H23. 8. 30 公布)</li> <li>※平成24年4月1日施行 経過措置1年間(注)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</li> <li>・道路構造に関する基準</li> <li>・公営住宅の整備基準</li> <li>・指定居宅サービス等に従事する従業員の員数等に関する基準</li> <li>・都市公園の設置基準</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3次勧告に記載された義務付け・枠付けのうち、一括法等により実施されていないもの更なる見直し</li> </ul>
国の出先機関の原則廃止	<p>以下の計画については、計画どおりに進捗していない(下線部部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●広域の実施体制の枠組み(人材調整を含む。)の検討 ⇒枠組み決定(9月)⇒仕組み・移譲する事務・権限の決定(12月)</li> <li>●一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限の移譲 ⇒移譲事務・権限の整理(6月末)</li> <li>●直轄国道等の移管 ⇒一の都道府県内で完結するもの等について、原則移管とし、国と都道府県・指定都市との個別協議に基づく移管が<u>早期に実現</u>するよう積極的に取り組んでいく。</li> <li>●ハローワークの移管 ⇒一体的実施を3年程度実施。その過程で成果と課題を検証し、広域的な枠組みの整備状況も踏まえ、地方への権限移譲を検討 (権限移譲を視野に入れた一体的実施の提案については、<u>進捗していない</u>)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則廃止に向けた工程の提示と具体的な移管に向けた着実な推進</li> </ul>

(注) : 基礎自治体への権限移譲と義務付け・枠付けの見直しについては、一括法の制定以外にも個別法で対応